

登録教習機関の登録更新の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録を更新したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	建設業労働災害防止協会
登録教習機関の住所	東京都港区芝五丁目35番2号
代表者職氏名	会長 今井 雅則
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	建設業労働災害防止協会神奈川支部 神奈川県横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館2階
行うことができる技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
登録番号	312
登録更新年月日	令和8年2月3日
登録の有効期間の満了日	令和13年2月2日

令和7年12月25日

神奈川労働局長

